

1. 件名：規制制度の運用等に関する三菱原子燃料（株）との面談

2. 日時：令和6年1月16日（火）15時15分～15時45分

3. 場所：三菱原子燃料（株） 会議室

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 検査グループ 核燃料施設等監視部門

大向安全規制管理官、石井主任監視指導官、入口総括係員

東海・大洗原子力規制事務所

早川原子力運転検査官

三菱原子燃料株式会社

管理統括者 他8名

5. 要旨

(1) 原子力規制庁から三菱原子燃料株式会社（以下「事業者」という。）に対し、原子力規制検査制度の現状の所感等について質問し、以下のとおり説明を受けた。

- ・これまで、保安や労働安全等に分けて実施していた不適合管理や気付きの改善を、CAP (Corrective Action Program) 活動導入後は、これらを取り纏めてCR (Condition Report) として登録し、スクリーニングをかけて実施できることから、多角的な視点で判断できるようになっている。さらに改善提案的なCRの登録を推進することで、今後未然防止を中心としたCAP活動としてきたいと考えている。
- ・人材の確保及び若手の参画については、運転再開となり新規や中途の採用を実施して、少しずつ年齢層が若くなってきている。また、11月から始まった新たなCAP活動等で、経験の浅い人が意見を出せるように活動しているところである。
- ・新たな検査制度の取り入れについては、概ね良かったとの認識。また規制庁側でガイドを定期的に更新していることも良いと考えている。
- ・原子力運転検査官とのコミュニケーションは良好であり、現状、改善すべき点は特にない。
- ・フリーアクセスについては、検査等の実施について、検査前に事業者への連絡はもらっている状況。事業者職員の執務室に検査官が立ち入ることに

については、特に拒否しているものではない。

- (2) 原子力規制庁から事業者に対し、フリーアクセスに関して、事業者職員のエスコートなしでの現場確認や検査官が職員の執務室内で直接記録確認を頻繁に行うようにすることは、事業者の手間の削減及び事業者職員の安全意識向上などの効果があると考えており、今後実施を拡大することを理解いただきたいとコメントした。事業者からは了解する旨の回答を得た。

6. 配布資料

なし